

(12) 障がい児入所施設における支援

1. 都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月12日発出）

(1) 基本的考え方

障害児入所施設においても、被虐待児童が一定割合生活している。障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行う必要がある。

(2) 計画策定にあたっての留意点

障害児の養育の特質に鑑みれば、障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で行われる必要がある。このため「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化を推進すること。

(3) 必要的記載事項

計画には次に掲げる事項を記載するものとする。

- i 資源等に関する地域の現状
- ・福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数
- ・福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数

2. 府の現状

- ・障がい児入所施設への入所については、平成18年より契約制度が導入されているが、保護者が不在であることが認められる場合や保護者の虐待等により入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難な場合等で、子ども家庭センターにおいて措置が適当であると判断した場合は、措置制度に基づく入所となる。
- ・大阪府では、令和6年度当初現在、6か所の福祉型障がい児入所施設を指定しており、当該6施設における入所障がい児のうち、措置入所は令和6年7月時点で約79%となっている。
- ・なお、上記のうちでユニット整備を実施している福祉型障がい児入所施設は、2施設であり、ユニットにおける定員数は115である。